



# 鏡石町人事行政の運営等の状況を公表します

今年6月の議会定例会で議決制定された「鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成16年度の人事行政の運営などの状況を公表します。この内容は、先月の町財政公表に掲載いたしました。その概要をお知らせします。今回の公表は、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めることを目的に今年度から行われるもので、町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。

鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第3条では、8項目の報告事項を定めています。この項目に基づき、その内容を報告します。まず、①職員の任免・職員数に関する状況については、左表

表1 職員の構成(部門別)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成17年	平成16年	
一般行政部門	議会	2	2	
	総務	19	19	
	税務	7	7	
	農水	7	7	
	商工	1	1	
	土木	9	10	△1
	民生	17	16	1
	衛生	6	6	
	小計	68	68	
	特別行政部門	教育	25	27
小計	25	27	△2	
公営企業等会計部門	下水道	4	4	
	下水道	5	5	
	その他	5	5	
小計	14	14		
合計		107 [123]	109 [123]	△2

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長含む)である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

表2 職員の採用状況

平成16年度は採用なし

(退職者数)

区分	定年退職	勲奨退職	普通退職	計
一般行政職	0人	2人	0人	2人
技能労務職	0人	0人	0人	0人
計	0人	2人	0人	2人

表3 〔人件費の状況〕

住民基本台帳人口(16年度末)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
人	千円	千円	%
12,987	4,459,275	870,376	19.5

〔職員給与費の状況(普通会計予算)〕 平成17年度

職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費率 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当		
人	千円	千円	千円	千円	千円
97	370,703	54,833	148,128	573,664	5,914

〔特別職の報酬月額〕

区分	給料月額等
給料	町長 779,900円
	町助役 624,100円
報酬	議長 329,000円
	副議長 271,000円
期末手当	町長 251,000円
	町助役 (16年度支給割合) 3.3月分
退職手当	議長 (16年度支給割合) 3.3月分
	副議長 (算定方式・支給時期) 779,900×在職月数×0.48(任期ごと) 624,100×在職月数×0.29(任期ごと) 585,200×在職月数×0.26(任期ごと)

1のとおりで、職員総数は平成17年4月1日現在で1077人(教育長含む)となっています。任免の状況は、表2のとおりで、前年度と比較して2人減となっています。

〔職員の平均給与月額〕

区分	平均年齢	平均給与月額
一般行政職	40.7歳	353,365円
技能労務職	48.6歳	307,288円
教育職(幼稚園)	38.4歳	310,998円

〔初任給の状況〕

区分	鏡石町		国
	初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	170,700円	170,700円
	高校卒	138,800円	138,800円
技能労務職	高校卒	136,000円	-

次に、④職員の分限処分及び懲戒処分の状況については、その実績はありませんでした。

なお、用語の定義は次のとおりです。

### 〔分限処分〕とは

職員の身分保障を前提として、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいうものです。

### 〔懲戒処分〕とは

職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分

をいうものです。

また、公平委員会の状況については、地方公務員法第7条第3項の規定により設置されており、その権限は同法第8条第2項において定められています。

本町では、同法第7条第4項で事務を委任しており、昨年度において、「勤務条件に関する措置要求」、「不利益処分に関する不服申立の状況」はありませんでした。

次に、⑤職員の勤務の状況については、公務員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたって

は、全力で奉仕しなければならぬと定められています。

この職務の基本原則を忠実に実行するため、「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守る義務」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止」など様々な義務が課せられており、昨年度において、服務義務違反により処分された事件はありませんでした。

次に、⑥職員の研修及び勤務成績の評定の状況については、次のとおりとなっています。

### 〔職員の研修〕

ふくしま自治研修センターで行われる各種研修を中心に15名

ています。

次に、②職員の給与、③勤務時間その他勤務条件の状況については、左表3のとおりとなっています。

人件費の状況(普通会計)では、全体で約8億7千万円となり、歳出総額に占める人件費率は、19.5%となり、前年比2.6%減っています。

の職員を派遣しました。なかでも、専門研修として、法制・政策法務等地方分権に向けた研修を基本に実施しています。

職員が意欲、能力、実績が適正に評価される人事管理とするため、人材育成基本指針に基づき行っています。

### 〔勤務成績の評定等の状況〕

さらに、国・県等の人事管理制度の見直し状況に留意しながら、本町における職員人事評価の構築に向けて研究を進めています。

ています。

次に、⑦職員の福利及び利益の保護の状況については、次の

〔職員の手当の状況〕

区分	内容	
期末手当・勤勉手当	期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.4月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～15%	
扶養手当	配偶者 13,500円 2人まで(配偶者扶養) 6,000円 1人(配偶者非扶養) 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 その他 5,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円	
住居手当	(借家等職員) 家賃月額が20,500円以下 ●月額-9,500円を支給 家賃月額が20,501円以上 ●月額-20,500円÷2+11,000円を支給(上限額27,000円) (自宅等職員) 新築・購入後5年間 3,500円 上記以降 2,500円	
通勤手当	(交通機関利用者) 運賃等相当額が51,000円以下 ●運賃等相当額を支給 運賃等相当額が51,001円以上 ●相当額-51,000円÷2+51,000円を支給(上限額なし) (自動車等利用者) 2km～80km 2,200円～43,900円 (上限額43,900円)	
管理職手当	支給額 ●課長×7% ●主幹×6%	
退職手当	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.0月分 27.3月分 勤続25年 33.75月分 42.12月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 退職時特別昇給 定年の場合: 20年以上勤続により1号 勤奨の場合: 管理職24月、その他の職35年以上24月、それ以外12月 死亡の場合: 20年以上勤続により1号 自己都合の場合: 20年以上勤続により1号	

〔職員の福利及び利益の保護の状況〕

区分	受診者数
定期健康診断	80人
人間ドック	21人

〔勤務時間の状況等〕

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り				
	始業	終業	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	8:30	17:15	12:00～12:15 12:15～15:00	12:15～13:00	土曜日及び日曜日

〔年次有給休暇取得等〕

総付与日数 a	総取得日数 b	全対象職員数 c	平均取得率 b/c	消化率 b/a
4,259日	1,112日	108人	10.29日	26.10%

とおりになっています。

### 〔職員の定期健診〕

職員の健康管理として、全職員を対象とした定期健診を毎年1回実施し、病気の早期発見・早期治療に努めています。また、35歳以上を対象とした人間ドック健診も3年に1回のローテーションで行っています。

### 〔災害補償の状況〕

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害によって生じた損害を補償し、また、福祉事業を行う制度で、昨年は1件となっています。